

はかりの定期検査を受検するために

はかりの定期検査前に以下の確認を行ってください。

- ・ はかりが動作するか
- ・ はかりが0を示せるか
- ・ はかりの皿などにほこりやごみが挟まっていないか
- ・ 電池式の場合、電池は液漏れしていないか
- ・ はかりのひょう量（計量できる最大の重さ）が500kg以下か
- ・ 検定証印（様式3-1図1）又は基準適合証印（様式3-1図2）が刻印されているか（刻印されていない場合は取引証明に使用しないでください）

はかりを定期検査に持ってくる際は以下に注意してください。

- ・ 電池式の場合、電池が入っているか
- ・ 電源式の場合、電源コードがあるか
- ・ 自分のはかりが他のはかりと混ざっても見分けがつくか
- ・ 電気式はかり（デジタル表示のはかり）の場合、操作方法（電源の入切やひょう量切替、風袋引きなど）が分かるか
- ・ 懸垂式はかりの場合、櫓が必要な場合は櫓の準備はできているか（櫓が用意できない場合は代検査の受検をお願いします）

はかりの定期検査を受検する時は

はかりの検査時には、受付の近くまで車で寄っていただき構いません。

受付にて定期検査受検票（様式1-1、様式1-2）とはかりを渡して頂きます。定期検査受検票とはかりの確認後、会計待ちに進んで頂きます。

準備ができ次第会計が呼びます。会計にて現金で手数料を支払っていただき、領収書を受け取ります。

はかりは検査後、定期検査済証印が付された合格シールを貼られます。合格シールを貼られたはかりを回収してください。

はかりが検査で不合格となった際は呼びますので不合格の状態を確認してください。不合格票と不服申立てについての書類、宮城県内のはかりの修理事業者一覧が渡されます。不合格となったはかりへの対応は市町村の担当課に報告してもらう必要があります。

複数のはかりを持ち込まれた場合、検査や会計の順番が後になることやお待ちすることがあります。代検査（定期検査に代わる計量士による検査）の場合、定期検査会場以外で検査を受けることができます。

はかりの定期検査を受検できない場合は

市町村の担当課に連絡してください。

宮城県計量検定所

〒982-0011 仙台市太白区長町七丁目 22-23

電話：022-247-1641 FAX：022-249-4327

メールアドレス：keiryok@pref.miyagi.lg.jp